

第3セッション第1報告

外交実務の立場から国際関係法教育に望むこと

外務省国際法局長：長嶺 安政

<長嶺>

ただいまご紹介いただきました外務省国際法局長の長嶺でございます。それでは座って報告させていただきます。20分という限られた時間ですので、あまり余計なお話をする時間は無かるうかと思うのですけれども、実は今回のこのシンポジウムには、外務省国際法局のミカミ国際法課長が講師としてエントリーをさせていただいておりました。実は海外出張の話がございまして、私がそちらに行くか、ミカミが行くか悩んだのですけれども、結果的に私は課長に「君、大事な出張だから行ってきたまえ」と。このセミナーは私が出るからということで、Dealをいたしました。といいますのもこのシンポジウム、私が昔から色々なところでご指導をいただいた諸先輩、また同僚の国際法の先生方、あるいは実務の方がたくさんいらしているということで、是非もう一度こういう形でお話をさせていただく、またご意見を交換させていただく機会を持ちたいと思った次第でございますので、ちょっと準備の時間が足りなかったので雑駁なお話になるかもしれませんが、お話を続けさせていただきたいと思います。

お手元に「外交実務の立場から法学教育に望むこと」という一枚のレジюмеを配布させていただいております。この流れにそりまして、まず私の方からお話をさせていただきたいと思います。

最初に国際的に活躍できる人材育成の重要性ですが、これはおそらく今日のシンポジウムでももう散々お話が出ていると思います。これは実は外務省で仕事をしていて、この法学分野だけでないと思うんですね。日本の社会、あるいは日本の教育全般にわたって、今、国際的に活躍できる若い有能な人材をどうやって育てるかというのが非常に大きな課題ではないかと思っております。私実は今の国際法局長に昨年の8月に就任いたしました。それまで3年間サンフランシスコで総領事というのをしておりました。サンフランシスコ、北カリフォルニアにはご案内のようにアメリカの有数の大学の集積もございまして、シリコンバレーもあります。色々な意味で法学だけでなく、科学、技術の面も含めて、あるいはコンサルタントとか、色々な意味でシリコンバレー的なものを形作る組織が出来ております。そんなのを見ておまして、日本の若い人がどれだけその中で活躍しているかというのを見ますと、実はかなり危ない、といいますか少ないというのを実感として感じてきております。例えば、一例を申せば、インドについて、もちろんシリコンバレーとインドというのは非常に親和力があるのですが、インドの出身の人達が、毎年1回行くものすごく大きなシンポジウム、といいますかセミナーがございまして、本当に何万人という単位で人が集まるのがあります。それに匹敵するようなものが日本関係者の会合があるかという、それはありません。というようなことで、これは別にシリコンバレーだからといっ

て科学技術だけじゃないんですね。Lawyer も非常に重要な役割を果たしています。今のルース駐日アメリカ大使が弁護士であるウィルソン・ソンスィーニの CEO であったことは皆さんご案内だと思いますが、まさに科学技術のスピードを持っている人と、それからそれをこのビジネスに結びつける人、あるいはそのファンドを出す人の間を仲介する人というのは Lawyer であり、あるいはコンサルタントであり、またエンジニアであってもビジネスが分かる人。学際的といいますか、境界の部分を非常に上手くつなげる人というのがたくさんいて、それがシリコンバレーの強みを作っているんだと思うんですけども、日本人でもそういうところで頑張っている方もいらっしゃいます。でも数は絶対的に少ないというのが私の印象でありました。

そういうことで、能力のある国際的なところで活躍できる人材っていうのが法学分野のみならず、ありとあらゆる分野で必要とされると思います。それは当然のことながら、ビジネスもグローバルなビジネスを展開しなくてはならない。それから色んな新しい分野でルール作りをしていかななくてはならないということでもありますので、特に法律の分野に限って申せば、まさに国際的な場で新しい領域、あるいはその領域と領域の間をつなぐ専門家と専門家を上手くつなぐ Lawyer、あるいは legal adviser の役割というのも大きいのではないかと思うわけでございます。

2 番目に進化する国際法を担う人材ですが、ここも、おそらくこれまでにずいぶん先生方からご提言、ご発表もあったと思いますので、あまり深くは申しませんが、実務の観点から国際法を見ておられますと、このグローバル化の進展の中で、国際法というものが非常に変化に直面しているということが言えるのではないかと思います。グローバル化とは何かという定義にも関わるかとは思いますが、一つの典型的な定義で申し上げれば、ある行動・行為が、一つの国家の中で収まらない。そういう事象が増えてきていると。したがって、個人や法人が行う行為というものが、もうすでに国際社会の中における横を通すようなそういう関係に立っている。そういう事象がどんどん増えてきていることがグローバル化であるとするということになりますと、まさに個人と国家と、そしてその上の国際社会という階層構造が色々複雑化しているということが言えるかと思います。それは国際法の主体や客体が何であるかということ、それからどのような要素が国際法の形成過程に影響をもってくるかということ。それから国際法が取り扱う分野の広がりといったことに影響が出てきているのだらうと思います。また国際法と国内法の分野別の関係性の進化と書きましたけれども、これを進化と見るか変化と見るか視点はあろうかと思いますけれども、人権分野にしても、経済分野にしても、あるいは地球環境を含む環境分野等において、国際法の秩序形成と閉じた国内法の秩序形成というものが分離していないといいますか、その関係性というものが深まっているというのが傾向として見てとられるのだらうと思います。それからここでは書いておりませんが、国際訴訟といいますか、一番典型的にはまさに国際刑事裁判所にみられるような、国際社会の名において、個人もその法廷において被告人として裁きを受けるということが、常設の裁

判所の形ですで行われてきているということも国際法の進化の一つの面ではありますけれども、このグローバリゼーションが国際社会で進展するに従って、国際法というものの姿が変わってきている。それをきちんと捕まえた上での国際法実務なり国際法研究が今、行われているということだろうと思います。

求められる法律家像などと非常に僭越なタイトルですけれども、ここで議論をさせていただきたいと思いますのは、まさに国内法秩序の中で国内における色々な法律問題を担当する法曹分野の方々、専門家の方々が、国際法やあるいは外国法の知見、知識を有しているということが必要に迫られる状況がどんどん今増えてきているのだろうと拝察いたします。この分野、ですから単に大学においてどういう法律の学習をするかということを超えて、実際に実務についてからも、こういった分野での知見や知識を蓄積していく必要に迫られているというのが現状ではないかと推察しておるところでございます。それから法律家として、こういうグローバルな展開の中で実務を行っていく上で、コミュニケーション能力、交渉力が単に国内におけるコミュニケーション能力、交渉力だけでなく、国際的な状況におけるこれらの能力が試されるということになろうかと思いますし、それと裏腹ですけれども、外国語による交渉能力、あるいはコミュニケーション能力というのが必要とされるという場面が増えてきているということは当然だろうと思います。それからグローバリゼーションということの結果として、と言いますか、グローバリゼーションだけでなく、国際社会の事象が非常に広範に広がってきているということも反映しているんでしょうけれども、専門家の専門分野というのが非常に細分化されていくと、逆に細分化された分野を横断的に把握する能力といいいますか、知見というものもまた求められてくる。法律家として複雑に絡み合った問題を法的に処理していく上で、この政治経済、社会、文化、場合によっては先ほどのシリコンバレーにおける法律家ではないですが、最も最先端のテクノロジーの中身に対する一定の把握力といったものも必要になってくるというのが、今のグローバリゼーションの社会において法律家に求められる資質としても出てきているのではないかという気がいたします。

こういったことを前提にいたしまして、大変僭越ですけれども、外務省外交実務を行っているものの観点からみて、今、教育、特に法律教育に望むことというのはどういう点だろうかということを書き並べてみました。

第一に、これは冒頭で申し上げたように法律科目に限りませんが、日本の学生の皆さんの意識というものを、どうやってもう少し早い段階から外向きにしていくかということでございます。最近言われているように、なかなか日本の学生の諸君が留学を希望しないとか、あるいは夏休みのインターンとかでもですね、必ずしもそういったところに自分をさらそうということがない。どうしても就職活動ですとか、あるいは国内におけるキャリアをどうやって作るかということに目が行きがちだということが言われております。しかしながら、先ほどのお話じゃないですけれども、サンフランシスコの北カリフォルニアには日本の大学がずいぶんたくさん拠点を置いておりまして、夏休み、その他の時に、

学生さん達がずいぶんスタディ・ツアーに来られます。実際にまさにシリコンバレー的なもの、あるいはアメリカの大学における教育というものを粒差に見てですね、2～3週間の研修をして帰る時に話を聞きますと、本当に皆さん目からうろこがぼろぼろ落ちるということをおっしゃって、是非いつかまたこのシリコンバレーみたいなところに帰ってきたいと。こういうことを言われる学生さんがたくさんいるんですね。ですから機会があれば、そういう場に一度晒されれば、ある意味ではそこからどんどん意識が目覚めてくるだろうと思うのです。そういう意味では意識を外向きに転換といっても、ただ単に言っているだけではなかなか実現できませんけれども、例えば夏のインターンシップですとか、あるいは外国では比較的常識的ですけどもよくギャップ・イヤーを一年とってですね、その間外国に留学してみるとか、色々な制度を使って早いうちから国際的な、あるいはグローバル化した社会における自分のキャリアというのを考える、そういう機会に直面してもらいたいと思う次第であります。

カリキュラムの関係ですと、これも若干僭越ですけども、深く掘り下げて考える習慣、そんなの当たり前だということだと思えるのですけれども、特に法学教育においては、考えるということが基本になくってはならないと思います。ですからこれは別に法学の専門科目においてだけでなくでもいいのですけれども、大学における教養課程における場面から始まって、やはり考えて誰かとディベートして、そしてその物事を作っていくという機会を是非徹底していくというのが必要ではないかというふうに思います。

それから法学科目をどういう科目であれ、国際面というものを必ず入れて考えていくというのも必要ではないかなと思います。例えば憲法においても比較憲法論というものは大事な部分だと思いますけれども、これを必ず憲法学を学ぶ際に強調していくことができないか、あるいは行政法にしても、民事法にしても、刑事法にしても、国際刑事法、あるいは国際民事法といったその分野というものについて、今民事を勉強しよう、あるいは刑事を勉強しようというときに、これらが切り離せない一要素だということを、教育の場でもしっかり植え付けていくということも必要ではないかというふうに考えられるわけがございます。

それから国際科目、特に国際法を、選択必修といったものも含めまして必修科目とするということではできないだろうか。より受けやすい科目で尚かつ学生さん達にとって、自分のキャリアにとって大事な科目であるということから早い段階から学び取ってもらえるような、そういう機会が出来ればいいなというふうに思うわけがございます。

それから法学教育におきます研究者と実務家の連携というのがあろうかと思えます。これは Law School において、実務の経験がある方の先生方と、それから研究中心の先生方と、もうそれは今 Law School の中では非常にミックスして行われているということで、もう既に実現をみていると思えますけれども、更に実務で、別に外務省の人を入れてくれということをお願いするつもりはないのですが、やはり実務の中で公益というものを考える機会にさらされている者が、法学の教育という面で一体どれだけ貢献できるかということには

それなりの役割があるのではないかと私は思っておりますので、またそれは教育を離れて外務省の専門家にとっても、こういったところで研究という面から法学をみておられる先生方との交流というのは、それはまた実務においても非常に裨益することは当然でございます。そういった連携というものがさらに求められて然るべきではないかということです。

それから問題解決型・ディスカッション型講義の導入も、**Law School** を中心にずいぶん導入されているわけでありまして、最初に申し上げたように国際的なキャリアの中で、法律家としてのキャリアの中で一番必要とされることはまさに優れた解釈を出すということをもう一步越えて、その先の問題解決に結びつけるということ。あるいは異なった解釈の他者との間でしっかりしたディベートを通じて自らの解釈が優越するような状況に持って行く。そういうことが実務の中で必要なわけですから、それらの能力といえますか、スキルを念頭に入れた教育形態というものが、さらに追求されて然るべきではないかということです。

それから模擬裁判、これは国際法の関係でジェサップ国際模擬裁判、あるいはアジアカップが行われておりまして、これは主として学部の学生が対象だと思っておりますけれども、私も昨年の暮れにジェサップの裁判をすこし垣間見させていただきまして、非常に熱心に学生さん達が自分達でディベートの基礎を考えて、そして意見を戦わせている場面を拝見致しましたが、こういったこれは問題解決型・ディスカッション型講義とも相通ずるところがございますけれども、ディベートのスキルということが法学に対する理解を進める上で、あるいは法学、法律を通じた後のキャリアを形成するにおいても重要なスキルになるという面があるのではないかと。これはもちろん私も先生方ともお話をさせていただいて、苦労もあるということは承知しているつもりでございますけれども、メリットということもやはり生かしていくべきではないかと思っております。

それから当然のことながら、国際的な状況の中で、法律の科目を勉強する中では、英語に限ることはないのですが、外国語教材の使用というものが当然必要になって参りますけれども、この外国語教材については、相当色々なライブラリができてきております。アクセスが可能になっております。一つの例として、国連のオーディオ・ビジュアル・ライブラリーの国際法というものがございます。これは相当日本が資金を提供いたしまして構成されているライブラリですので、是非、国際法だけでなく色々な法学科目の中で、こういった外国語、特に英語によるライブラリへのアクセスというものを是非組み込んでいただければ良いのではないかとこのように考えている次第でございます。

最後に先ほど申し上げましたが、**Law School** にしましても、司法修習制度におきましてもですね、色々な形で行政府、あるいは弁護士会ですとか、あるいは国際機関、NGO と触れあう機会というのがずいぶん増えてきているというふうに私も承知しておりますが、これも将来国際的な場面で活躍する法曹の方々を育てるという観点からしますと、教育の段階から、色々違う他者との触れあいの場というのを作っていくというのが大事ではないかと思っておりますので、連携という面もありますけれども、これは競争という面もあるわけで、

それらの導入をさらに進められてはどうかという点でございます。

時間もありませんので、最後にまとめとして申し上げますと、全体として私が今回特に強調したいなと思ったこと 5 点ぐらいでございます。

第一に、法学の学習あるいは研究、あるいは法曹界の若い人達の養成に両方とも共通いたしますけれども、国際的な視野、あるいはグローバリゼーションのもとでの国内法の位置づけに対する理解をさらに進めるようにしていただければ良いかなという点の一つです。

二つ目に、最近よく第三の開国とか言われますけれども、150 年前、あるいは 65 年前の開国と違って、今、開国という言葉が語られる時には、これは単に外にあるものを中に取り入れるという過程ではなくて、むしろルールを調和を図ったり、あるいは新しいルールを作っていくということで、ある種開国という言葉に表される一つの新しいうねりというものがあると思いますので、それに資するような素養というのをどうやって学んでいくか、学ばせていくかという点が大事だという点です。

三番目に、法と非法といえますか、法以外の分野、あるいは立法、行政、司法それぞれの分野における法というもの、あるいは法と経済とか、あるいは国内法、国際法、そういった色々な連関を通じて、お互いに良い意味で影響しあうというそういうその場を作っていくことが大事ではないかという点でございます。

四番目に、そういう背景のもとで、法を中心として広い意味での公益に関わる人材を育てるという観点を非常に意識して、そのための意識形成、あるいはそのための効果的なメソッドというものを考えていく必要があるのではないかという点です。

最後に、その中でも特に将来のリーダーシップを発揮することが期待される若い人達には、この資質形成に資するような非常に幅広い知識とか知見、あるいは経験、あるいは環境というものが与えられるような場というのを作っていく。例えば留学の可能性でもいいですし、あるいは大学間で色々な連携の中で、非常に将来を期待される人に色々な場を提供する、色々な違った環境での経験というものを積み上げさせていくということが大事ではないかというふうに思うわけでございます。

そういうことでまとめのところで書かせていただいた色々な意味での連携が必要だということが大事だと思うんですね。我々も霞ヶ関をしてよく蛸壺と言うのですが、蛸壺に、度壺にはまるとか言いますが、狭い分野にはまりこんで、そこから出てこないということにならないように、なるべくこれからの将来を期待される若い人達が、横に、色々な場に、違う場に引きずり出されて、そこで議論をし、戦っていくといえますか、経験を積んでくると、そういう機会を増やしていくということが大事ではないかということを思っております。

ということで、冒頭申し挙げたように、大変雑駁なオプザベーションですが、議論の何らかの糧になればと思ってまとめさせていただきました。以上でございます。